

令和3年度 ものづくり現場 IoT 推進リーダー育成塾実施業務
委託仕様書

1 委託業務名

令和3年度 ものづくり現場 IoT 推進リーダー育成塾実施業務（以下「本業務」という。）

2 業務期間

契約締結の日から、令和4年1月28日（金）までとする。

3 業務目的

第四次産業革命が進展し、AI/IoT、ロボティクス等のデジタル技術やビッグデータを活用したデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）と呼ばれる潮流が到来している。

本業務では、ものづくり中小企業においてもこの潮流を捉えて、まず、IoT等のデジタル技術を活用したものづくり現場の生産性向上へ取り組めるよう、ものづくり現場の人材育成を行うとともに、設備投資の判断権者である経営層がコミットする中長期のIoT等活用戦略の作成を支援するものである。

併せて、地域力を高めて、ものづくり中小企業のデジタル化に機動的に対応できるよう、ものづくり現場の人材育成のプロセスを活用して、広島県内のIT技術者及び公益財団法人ひろしま産業振興機構（以下「本財団」という。）のスタッフを育成するものである。

4 本業務の内容等

(1) 本業務の内容

受注者は、本財団と協議した、次の項目を満たすカリキュラム及びシラバス（以下「カリキュラム等」という。）を踏まえて、受講者募集に係るチラシデータの制作（ただし、印刷及び配布を除く）、テキストの作成及び実施運営を行う。

対象者		項目
① ものづくり中小企業 次の条件を全て満たす企業 ・経営層自らが取組に積極的に関与 ・企業規模に合った課題設定と適切な推進体制の構築ができる ・モデル企業として、開示可能な範囲でプロセスと成果の地域展開に協力できる	A 現場と経営層の情報伝達ができ、将来的なDX推進のコアとなる人材（以下「IoTリーダー」という。）	a 座学 b 実習（ハンズオン） c IoT等デジタル技術の導入プランの作成支援（講座最終日の成果発表会の運営を含む。）
	B IoTリーダーの所属企業の経営層	a 中長期のIoT等活用戦略の作成支援（上記Aのa～cと並行）（講座最終日の成果発表会の運営を含む。）
②IT技術者及び本財団のスタッフ		（①Aのa～cに係るもので、受注者の企画提案をベースに、本財団と協議して決める）

※ 赤線太枠内を「ものづくり現場 IoT 推進リーダー育成塾」（以下「育成塾」という。）と呼ぶ。

(2) 本業務を通じて目指すレベル

○IoT リーダー（上記①のA）が目指すレベル

- ・人の動き、設備の動き等、ものづくり現場の現場改善に有益なデータ情報を自社で見極められる
- ・そのデータ情報の収集・分析に向けた IoT 等のデジタル技術の導入について、ベンダー・システムインテグレーターに提案を依頼する際、必要な要件や実現したい内容等を伝えることができる

○IT 技術者及び本財団のスタッフ（上記②）が目指すレベル

近い将来、地域力を発揮して、IoT リーダーの育成を自主運営できる

(3) 本業務のスケジュール

時期	項目
契約締結の日～7月初旬	カリキュラム等の協議、受講者募集に係るチラシデータの制作（ただし、印刷及び配布を除く。）
7月初旬～8月下旬	テキストの作成（ただし、印刷を除く。）及び実習（ハンズオン）の調整・準備
7月中旬	本財団が募集した IT 技術者の受講決定への参画
8月下旬	本財団が募集したものづくり中小企業の受講決定への参画
9月～12月	育成塾の実施運営

(4) 要件

- ① 育成塾の受講者数は、概ね、ものづくり中小企業10人・社に加え、IT 技術者は3人程度及び本財団のスタッフは4人とする。
- ② 開講スタイルは、原則として、発注者が用意するオンライン会議サービス（Zoom）によるウェビナーとする。
- ③ 受注者は、オフライン実施を予定する講座については、政府又は自治体から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止の観点等から外出自粛の要請があった場合に備えて、本財団と予め協議したカリキュラム等に基づいて、育成塾のオンライン実施運営を準備する。また、外出自粛の要請があった場合は、速やかに、オンラインによる実施運営を行うものとする。
- ④ オフライン実施を予定する講座の会場は、受注者と予め協議した開講日程に基づいて、本財団が確保する。
- ⑤ 育成塾の最後に、成果発表会を開催する。
- ⑥ 育成塾の実施運営に必要な機材がある場合は、受注者が用意すること。ただし、講座のオンライン配信に係る通信環境及び受講者のパソコン等の受講インフラについては、本財団が用意する。

5 業務実施状況の報告

受注者は、本財団の求めがあった場合は、速やかに業務実施状況を報告すること。

6 納品物及び納期

(1) 納品物

受注者は、作成したカリキュラム等及びテキスト並びに育成塾の実施結果をまとめた報告書を提出すること。ただし、提出する文書は電子データとし、電子データでの提出により難しい場合は、予め本財団に報告し、その指示に従うこと。

なお、本業務の実施に伴い作成された納品物に関して、受注者は納品物の著作権に対して著作者人格権を行使しないものとし、本財団は納品物の複製、上演、公衆送信、口述、展示、頒布及び改変することができるものとする。本財団が納品物の複製、上演、公衆送信、口述、展示、頒布及び改変を行いたい場合は受注者へ予め、申し入れを行うこととする。受注者は、本財団からの申し入れに対し、特段の事情がない限り許諾しなければならず、受注者が本財団からの申し入れ日から3営業日以内に本財団へ回答しない場合は許諾したものとみなす。

また、受注者は、本納品物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証しなければならない。

(2) 納期

令和4年1月28日（金）とする。

7 業務の適正な実施に関する事項等

(1) 業務の一括再委託の禁止

受注者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、本財団と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報の扱い

受注者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び棄損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。

(3) 守秘義務

受注者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己のために利用することができない。なお、本業務終了後においても同様とする。

(4) 立入検査等

本財団は、事業の執行の適正を期するために必要があるときは、受注者に対して報告させ、又は事務所に立ち入り、関係帳票類、その他の物件を検させ、若しくは関係者に質問を行う場合がある。

8 その他

本業務委託契約約款、個人情報取扱特記事項及び本仕様書に記載のない事項又は業務上疑義が生じた場合は、本財団と受注者で協議して本業務を行うものとする。

また、受注者は本財団と定期的な連絡調整を行いながら円滑に本業務を実施することとし、事故等が発生した場合は速やかに報告・協議して適切な対応をとること。